

国民健康保険加入者の皆さんへ 入院したときや高額な外来診療を受けたときの窓口負担が軽減されます

「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請

●問合先 市役所国保年金課 国保G 内線102~104

8月1日(金)から使用する「限度額適用認定証」「限度額適用・標準負担額減額認定証」の申請を、7月22日(火)から受け付けます。

70歳未満の方

医療費の自己負担が高額になったとき、医療機関での窓口負担が自己負担限度額までの支払いとなる「限度額適用認定証」を交付しています(※)。この認定証の交付は、事前に国保年金課で申請が必要となりますので**保険証と認め印**を持参の上、窓口で手続きしてください。

また、既に交付を受けている方も、有効期限が7月31日(木)までとなっていますので、再度申請をお願いします。

※住民税非課税世帯の方には、入院時の食事代が減額になる**限度額適用・標準負担額減額認定証**を交付

※平成27年1月から自己負担限度額の変更があるため、有効期限は最長で12月31日まで

◎70歳未満の方の自己負担限度額(月額)

自己負担限度額は、1か月ごと・1医療機関ごとに計算します。2つ以上の医療機関での受診や、同じ医療機関での外来と入院は、それぞれ別計算となります。

※保険適用分のみが対象(入院時の食事代や差額ベッド代は対象外)

区分	3回目まで	4回目以降
上位所得者(※)	150,000円 + (医療費 - 500,000円) × 1%	83,400円
一般	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1%	44,400円
住民税非課税世帯	35,400円	24,600円

※**上位所得者**とは、国民健康保険税の算定の基礎となる基礎控除後の総所得金額が600万円を超える世帯(所得の申告がない場合も上位所得者とみなします)

- 国民健康保険税に未納がある場合、**限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証**の交付は受けられません。ただし、特別な事情がある場合には、ご相談ください。
- 限度額の適用は、申請した月の初日からです。

70歳以上75歳未満の方

70歳以上75歳未満の方は、高齢受給者証(青色)を提示することで、1つの医療機関における窓口での支払いの際に自己負担限度額が適用されます。住民税非課税世帯の方は、申請により「限度額適用・標準負担額減額認定証」が交付されます。

住民税非課税世帯の方には、7月末頃発送する高齢受給者証に認定証の申請書を同封しますので、**申請書・保険証・認め印**を持参の上、窓口で手続きしてください。

※8月から使用する高齢受給者証は、7月末頃に発送します。医療機関での受診の際には、必ず保険証と一緒に提示してください。

◎70歳以上75歳未満の方の自己負担限度額(月額)

自己負担限度額は、1か月ごと・1医療機関ごとに計算されます。

※保険適用分のみが対象(入院時の食事代や差額ベッド代は対象外)

区分	外来+入院(世帯単位)	
	外来(個人単位)	
現役並み所得者(※1)	44,400円	80,100円 + (医療費 - 267,000円) × 1% 4回目以降は44,400円
一般	12,000円	44,400円
低所得者Ⅱ(※2)	8,000円	24,600円
低所得者Ⅰ(※3)		15,000円

※1 同一世帯に住民税課税所得が145万円以上の70歳以上75歳未満の国民健康保険加入者がいる世帯の方〔該当者の収入合計が520万円未満(2人以上)、383万円未満(1人)であると申請した場合は一般区分〕

※2 同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税である方

※3 同一世帯の世帯主および国民健康保険加入者が住民税非課税で、その世帯の各所得が必要経費・控除(年金の所得は控除額を80万円として計算)を差し引いたときに0円となる方